

事件名:庄原簡易裁判所令和5年(ハ)第2号損害賠償請求事件

令和5年7月4日

庄原簡易裁判所御中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野邦夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

準備書面(1)

付 属 書 類	
甲号証写し	9 通
証拠説明書(2)	1 通
文書提出命令申立書	1 通

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を「私」、被告国を「国」、訴外広島県を「県」と略称し、その他の用語については随時補充するものとします。

第二. 国の答弁書に対する質疑事項等

1. 想定内の違法限定説に立脚する判例が引用されていますが、わざわざ加藤弾裁判官が「民法715条1項による請求にひきなおした」ものに対し、国家賠償法1条1項にいう「違法」・・・云々と述べている部分は失当という他ありません。勝手に「国家賠償法1条1項による請求にひきなおし」しないで戴きたい。

2 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解され（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）、公務員の職務上の法的義務違反が認められるためには、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判

↑被告の答弁書4頁より抜粋↑

2.加藤裁判官は、第3回口頭弁論期日で、私が民法709条、715条1項で構成した訴えを、何を思い違いましたのか、民法715条1項の請求にひきなおしてしまいました。つまり、始めより民法715条1項の請求であったものを、更に「ひきなおした」のです。

3.そして「原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。」と判示した。理由と書いてあるだけで、その判断に至った筋道(理由)が全く無い粗略な違法判決と断ぜざるを得ない。

理 由

第1 請求原因について

原告は、検察官が原告作成の告訴状に虚偽の日付を記入し、別件訴訟において被告がその告訴状を裁判所に提出したことが原告に対する不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法715条1項に基づき、損害賠償を請求しているところ、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。

【広辞苑第五版】より引用

〇り-ゆう【理由】・イウ

①物事の成り立っているすじみち。その結果が生じたわけ。「反対の一」

②〔哲〕論理的関係においては前提と同義。実在的関係の場合には原因と同義。前者の論理的理由と区別するため後者を実在的理由ともいう。根拠。⇔帰結←「帰結(判断)⇔根拠(理由)」なのですが、加藤弾判決は帰結(判断)しか示していません!?

4.事務連絡を行ったのは「岩岡秀憲書記官・以下岩岡書記官という」であるが、下枠内の赤下線部の趣旨が不分明です。判決書(決定・判決)も、裁判書原本を元に書記官が正本を作成して当事者に送達するものであり、事務連絡であれ、裁判官の指示で行ったものと解せられる(求釈明)。

3 3について

原告に対し、令和5年3月27日付け却下決定謄本(甲第3号証)を特別送達したこと、加藤裁判官が、別件訴訟の同年4月12日午後1時10分の口頭弁論期日(判決言渡し)を取り消し、同期日を取り消された旨の事務連絡(甲第4号証)が原告に到達したことは認める。

なお、原告に対し、上記決定謄本(甲第3号証)の特別送達及び上記事務連絡(甲第4号証)の送付をしたのは、加藤裁判官ではなく、広島地方裁判所三次支部裁判所書記官である。

↑被告の答弁書3頁より抜粋↑

第三.違法限定説への反論

1.第二の1.でも触れたが、裁判官の職務に鑑みれば、一般の公務員と同様という訳でない事は認める。

裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによつて当然に国家賠償法一条一項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当である。所論引用の当裁判所昭和三

↑最高裁判所昭和53年(オ)第69号判決書より抜粋↑

2.加藤裁判官が行った「文書提出命令口頭却下と即時結審」という裁判行為は、かつて加藤裁判官の大先輩にあたる綿引万里子(元)裁判官が、第4回口頭弁論期日で行った手口(手段・方法)と同じです。両者の違いは「これは必要ありませんね」と軽く言い「却下します」とは言わない「闇却下」だった事です(甲第12号証・甲第13号証)。

3.本訴は加藤裁判官が行った「文書提出命令口頭却下と即時結審」という裁判行為の実質が、公務員職権濫用罪(刑法193条)・犯人隠避罪(刑法103条)に該当するものとして構成してあります。したがって違法限定説の出る幕はないでしょう。

★刑法第193条(公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

★刑法第103条(犯人蔵匿等)

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4.俗に「芋を引く」と言うが、加藤裁判官が芋を引いた事情一端を示します。

2 本件申立ては、理由がないこと

(1) 相手方は、本件対象文書2を所持していないこと

本件対象文書2は、庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方は、本件対象文書2を所持していないから、本件申立てのうち、本件対象文書2に係る部分は、理由がない。

なお、文書の所持の立証責任は申立人が負うことを付言する(東京高等裁判所昭和54年8月3日決定・判例時報942号52ページ)。

↑国の意見書(甲第6号証)より抜粋↑

↑時空間の違いから生じた二律背反↓

↓西山判決(甲第11号証)より抜粋(存在すべき略式命令書が存在しない点に注意)↓

(4) 同月9日、被告警察は、司法警察員をして、被疑事件につき、庄原区検察庁に傷害罪として事件送致をした。(乙1)

5.国の意見書(甲第6号証)に「本件対象文書2」とは、甲第7号証(送致番号簿)の事です。一方で国の意見書が真実であれば、西山判決(甲第11号証)と矛盾(二律背反)する事になります。他方で西山判決が乙第1号証として証拠採用している点からみれば、国の意見書(甲第6号証)が有印虚偽公文書となってしまいます。

6.(県)準備書面(甲第5号証)なども出鱈目の有印虚偽公文書と思料されるところであるが、ここでは、下枠内の判例を引用し、その立証とします。私の警察官面前調書には「**処罰を求める旨の意思表示**」の記載があったのである。

判:被害者またはその法定代理人の検察官または司法警察員に対する供述調書であっても、犯罪事実を申告し犯人の**処罰を求める旨の意思表示**が録取してあれば、告訴調書として有効である。(最決昭34・5・14刑集一三一五―七〇六)

2 同2について

第1文は認め、第2文は、警察官調書上の「**嚴重に処罰を求める**」旨の記載が告訴の意思表示となり得る場合があることは一般論としては認めるが、後記のとおり、本件において同記載が被告の違法を基礎づける事情となることは否認する。

↑庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号(甲第11号証)の被告広島県の答弁書2pより抜粋↑

7.加藤裁判官には、以上述べた通りの犯罪事実の認識が存在した。これらの犯罪事実を隠蔽する手段・方法として、敢えて(故意に)二件の文書提出命令申立却下と即時結審という裁判行為を行ったと断ぜざるを得ない。

「芋を引く」は、さつまいもを土の中から引き抜くときに、へっぴり腰になって体が後退する姿が由来であると言われています。力の弱い人や労働に慣れていない人が芋を抜こうとすると、簡単には引っ張り出せずに腰が引けてしまいます。この様子が怖気づいている、または臆病であるように見えることから「芋を引く」という表現になったようです。

第四. 結語

- 1.以上掻い摘まんで、加藤裁判官の裁判行為の実質について述べた。足りなければ幾重に主張と立証を重ねる所存である。
- 2.なお甲号証写しについては、必要に応じて詳細に説明いたします。

令和5年6月16日作成

以上原告 こうのくに 高野邦夫